

徳島県監査委員告示第一号

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大山西康生
同	福山正啓
同	木下賢功
同	仁木啓人

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示

徳島県監査事務局規程（昭和三十九年徳島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「取扱」を「取扱い」に改める。

第十条を第十四条とする。

第九条中「規則及び規程」を「徳島県規則及び徳島県訓令」に改め、同条を第十三条とし、第八条の三を第十二条とし、第八条の二を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条の二第一号中「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六一五」を「徳島県人事委員会規則六一五」に改め、同条第二号中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六一七」を「徳島県人事委員会規則六一七」に改め、同条第三号中「昭和四十九年徳島県人事委員会規則六一八七」を「徳島県人事委員会規則六一八七」に改め、同条第四号中「平成二年徳島県人事委員会規則六一二三」を「徳島県人事委員会規則六一二三」に改め、同条を第九条とする。

第七条第四号中「第八条の二」を「第十一条」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条を第六条とし、第四条の二を第五条とする。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。